

# 修了証の発行方法

技能習得型研修 8 時間、知識習得型研修 22 時間受講後に、受講者が必要書類を用意し、事務局まで申請する。

## 1) 修了証発行に必要な申請書類

修了証発行に必要な書類は次の通り。

- ・ 申請書※
  - ・ 研修受講証明証（技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ各 1 通、知識習得型研修 1 通、計 4 通）
  - ・ 履歴書（薬局で 5 年以上の実務経験を証明する業務履歴記入欄有）※
- ※申請書と履歴書の記入様式は教育サイトからダウンロードする。

## 2) 修了証交付の手続き

申請書類確認後、条件達成者に修了証を交付する。

## 3) 有効期間と更新

有効期間は、発行日から 6 年間とし、有効期限の 2 年前から有効期限の間に技能習得型研修の技能Ⅲ（地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応・3 時間研修）を受講した場合、修了証が更新され新規の修了証を発行する。

有効期限までに更新しない場合は、修了証は無効となり、改めてすべての研修を再受講しなくてはならない。

## 4) 修了証の取り消し

以下の場合、研修修了を取り消しとする

- (1) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき
- (2) 不正な方法で修了証を受けたことが判明したとき
- (3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められたとき